

鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドライン
付表

※1	大規模な改修	大規模な改修とは、風力発電施設等の変更で、機種の全面的な変更、又は環境、景観若しくは住民の生活に大幅な影響を与える変更をいう。
※2	住宅等	住宅のほか、学校、通学路、幼稚園、病院などの文教施設・保健福祉施設等、及び一般に従業員が常勤する事業所等をいう。
※3	文化財保護法	(この法律の目的) 第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。
※4	指定文化財	文化財関係法令の規定に基づき指定を受けた文化財
※5	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財
※6	鶴岡市生活環境 保全条例	(責務) 第3条第3項 事業者及び工事施行者は、その事業活動により大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭、土砂・廃材・資材の散乱等を生じさせ、生活環境を損なうことのないよう必要な措置を講じなければならない。